

UQ 通信サービス契約約款

【現行】	【改正】								
<p>(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="168 363 1099 438"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1140 363 2072 438"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	(略)	(略)
用語	用語の意味								
(略)	(略)								
用語	用語の意味								
(略)	(略)								
<p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第39条 UQ通信サービスの料金は、料金表第1表（UQ通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。</p> <p>2 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1140 443 2072 790"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1140 443 1361 576"> <p><u>ユニバーサルサービス料</u></p> </td> <td data-bbox="1368 443 2072 576"> <p>事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 580 1361 790"> <p><u>電話リレーサービス料</u></p> </td> <td data-bbox="1368 580 2072 790"> <p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(料金及び工事に関する費用)</p> <p>第39条 UQ通信サービスの料金は、料金表第1表（UQ通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>ユニバーサルサービス料</u></p>	<p>事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p>	<p><u>電話リレーサービス料</u></p>	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p>				
<p><u>ユニバーサルサービス料</u></p>	<p>事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p>								
<p><u>電話リレーサービス料</u></p>	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金</p>								
<p>(基本使用料の支払義務)</p> <p>第40条 (略)</p>	<p>(基本使用料の支払義務)</p> <p>第40条 (略)</p>								
<p>(基本使用料の日割り)</p> <p>第41条 (略)</p>	<p>(基本使用料の日割り)</p> <p>第41条 (略)</p>								
<p>第42条 削除</p>	<p>第42条 削除</p>								
<p>第42条の2 削除</p>	<p>第42条の2 削除</p>								

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務)

第 42 条の 3 (略)

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 42 条の 4 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点で UQ 通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 7 (ユニバーサルサービス料) に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 UQ 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 43 条 UQ 契約者は、UQ 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 8 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 43 条の 2 削除

第 43 条の 3 削除

(料金の計算方法等)

第 47 条 当社は、UQ 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTE オプション料、ユニバーサルサービス料及びグローバル IP アドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

(プラスエリアモードオプション料等の支払義務)

第 42 条の 3 (略)

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第 42 条の 4 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点で UQ 通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 7 (ユニバーサルサービス料) に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 UQ 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(電話リレーサービス料の支払義務)

第 42 条の 5 UQ 契約者は、料金月の末日が経過した時点で UQ 通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 8 (電話リレーサービス料) に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

2 UQ 契約者は、電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が電話リレーサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 43 条 UQ 契約者は、UQ 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 9 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第 43 条の 2 削除

第 43 条の 3 削除

(料金の計算方法等)

第 47 条 当社は、UQ 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、プラスエリアモードオプション料、LTE オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びグローバル IP アドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2～3 (略)

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2～3 (略)

料金表

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第7 ユニバーサルサービス料

区分	料金額（月額）
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/universal/>

第8 手続きに関する料金  
(略)

第9 削除

第10 削除

料金表

第1表 UQ通信サービスに関する料金

第7 ユニバーサルサービス料  
(略)

第8 電話リレーサービス料

区分	料金額（月額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/telephonerelay/>

第9 手続きに関する料金  
(略)

第10 削除

附 則 (21-UQ 事企第 032 号)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。